

## 運搬計画書

運搬計画は、次のとおりです。

- ① 事業の範囲：事業活動に伴う一般廃棄物（積替えなし）
- ② 使用車両(車種別台数)：2tパッカー車 1台
- ③ 従事者(職種及び人数)：2人
- ④ 運搬先：西知多クリーンセンター
- ⑤ 運搬対象事業所及び対象廃棄物：下表のとおり

※対象事業所との契約書の写し添付のこと

番号	対象事業所名 (業種)	所在地 (電話)	運搬するごみの区分別種類(品目)と運搬量				摘要
			ごみの種類(品目)	頻度	1回当(t)	年間重量(t)	
1	太田川食堂 (飲食店)	東海市 中央町1-1 (052)603-xxxx	調理残渣、残飯	回/週 4	0.3	計 60.0	
2	コンビニ加木屋 (コンビニエンスストア)	東海市 中央町1-10 (052)603-xxxx	残飯、紙くず	回/週 2	0.01	計 1.0	
3	スーパー聚楽園 (スーパーマーケット)	東海市 中央町1-11 (052)603-xxxx	野菜くず、紙くず 木くず、	回/週 5	0.4	計 100.0	
4	名和クリニック (医院)	東海市 中央町1-111 (052)603-xxxx	紙くず	回/週 1	0.04	計 2.0	
		知多市 ( ) -		回/週		計	
		知多市 ( ) -		回/週		計	
		知多市 ( ) -		回/週		計	
		知多市 ( ) -		回/週		計	
		知多市 ( ) -		回/週		計	
合計		4 事業所			小計	計 163.0	163.0

政令第2条に定める産業廃棄物を上記計画書に記載し、西知多クリーンセンターに搬入することはできません。特に、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等は注意が必要です。